

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成28年3月23日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 國 方 功 夫

監査対象団体 公益財団法人丸亀市体育協会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成26年度及び平成27年度(平成27年7月31日現在)に支出した公益財団法人丸亀市体育協会への補助金及び丸亀市民体育館外指定管理委託料他にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成27年8月21日から9月8日
- 4 監査執行日 平成27年9月9日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	公益財団法人丸亀市体育協会運営補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	丸亀市体育協会運営に係る人件費助成	
交 付 額	平成26年度	20,053,000 円
	平成27年度	20,053,000 円
名 称	公益財団法人丸亀市体育協会育成補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	丸亀市体育協会加盟の競技団体、地域団体の育成・支援	
交 付 額	平成26年度	5,650,000 円
	平成27年度	5,650,000 円
名 称	「津島寿一」体育協会事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	故津島寿一氏の功績を称え、地域スポーツの普及振興を目的とした各種冠事業等を支援	
交 付 額	平成26年度	850,000 円
	平成27年度	850,000 円
名 称	丸亀市民体育館外指定管理委託料	
指定管理委託料	平成26年度	23,000,000 円
	平成27年度	22,742,000 円
名 称	土器川体育センター外指定管理委託料	
指定管理委託料	平成26年度	23,000,000 円
	平成27年度	22,826,000 円
名 称	綾歌総合運動公園外指定管理委託料	
指定管理委託料	平成26年度	3,500,000 円
	平成27年度	3,489,000 円

名 称	飯山総合運動公園体育館外指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 26 年度	23,500,000 円
	平成 27 年度	23,300,000 円
所 管 課	生活環境部スポーツ推進課	

※平成 26 年度は決算額、平成 27 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

市民の健康・体力づくり活動の振興と生涯スポーツ活動の普及啓発を図り、もって市民の健全な心身の発達と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ① 地域スポーツ組織の基盤整備及び育成援助をすること
- ② 生涯スポーツ活動の普及・振興に関すること
- ③ 競技スポーツの振興と競技力の向上に関すること
- ④ スポーツ少年団の育成に関すること
- ⑤ スポーツ指導者の育成に関すること
- ⑥ スポーツ活動の顕彰に関すること
- ⑦ 健康・体力づくり活動に関する普及啓発活動を実施すること
- ⑧ スポーツ振興と健康・体力づくり活動の拠点となる体育施設の管理運営
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市金倉町 924 番地 1 丸亀市民体育館内

(4) 加盟団体

- ① 市内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体であって、公益財団法人丸亀市体育協会に加盟したもの
- ② 各地域におけるスポーツを総合的に統括するスポーツ団体であって、公益財団法人丸亀市体育協会に加盟したもの
- ③ 前記団体のほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、公益財団法人丸亀市体育協会に加盟したもの

(5) 会議

評議員会及び理事会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名、評議員 8 名、理事 8 名（会長、副会長及び常務理事は、理事の中から選任されている）、監事 2 名

7 監査方法

公益財団法人丸亀市体育協会への平成 26 年度及び平成 27 年度（平成 27 年 7 月 31 日現在）補助金及び丸亀市民体育館外指定管理委託料他にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 指定管理委託料に関する事項

- 指定管理施設において、つり銭用の小口現金を保管しているが、月毎に会計責任者の現金確認を受けること。
- 未収金で決算書に記載されていないものがあつたので、全て決算書に記載すること。
- 経理規程において、契約の種類や金額に応じた契約方法等の基準が定められておらず、統一した運用が図られていない。契約の公平性や透明性を確保するために経理規程を整備すること。

(2) 補助金に関する事項

- 育成補助金の各加盟団体への補助については、体育・スポーツ振興補助金交付要綱が定められているが、別途各要項等があり申請・報告方法等に齟齬がある。また、要綱では補助決定・確定の通知をするとあるが実際はされていないので、運用に合った要綱等を検討し整備すること。

II 検討すべき事項（意見）

(1) 指定管理委託料に関する事項

- 経理規程において、その他固定資産の範囲を「耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 20 万円以上の資産」と規定しているが、国税庁や日本体育協会では 10 万円以上とされていることから、範囲の見直しを検討していただきたい。

監査対象団体 ふれ愛の町みなみをつくる会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 26 年度及び平成 27 年度(平成 27 年 7 月 31 日現在)に支出した「ふれ愛の町みなみをつくる会」への補助金及び城南コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 27 年 8 月 26 日から 9 月 15 日
- 4 監査執行日 平成 27 年 9 月 16 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 26 年度	2,049,000 円
	平成 27 年度	2,072,500 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 26 年度	300,000 円
	平成 27 年度	150,000 円
名 称	丸亀市城南コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 26 年度	7,110,000 円
	平成 27 年度	7,139,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	

平成 26 年度は決算額、平成 27 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

地域住民の自主的活動により、健康で明るい文化的生活を築き、地域コミュニティづくりの推進を図ることを目的にする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動の推進
- ③ 健康栄養思想の普及
- ④ 地域環境対策の推進
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- ⑦ 生活改善指導の推進
- ⑧ 自主防災の推進
- ⑨ コミュニティセンター指定管理者業務
- ⑩ その他目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市山北町 200 番地 1 丸亀市城南コミュニティセンター内

(4) 会員

城南地区の住民

(5) 会議

総会、役員会及び部会

(6) 役員

会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、幹事若干名

7 監査方法

地区コミュニティ「ふれ愛の町みなみをつくる会」への平成 26 年度及び平成 27 年度(平成 27 年 7 月 31 日現在)補助金及び城南コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- 年度初めにコミュニティ会計から各部会の会計に予算全額を支出する場合は、年度末に各部会の会計を精算し、残額がある場合はコミュニティ会計に返納すること。
- 収支決算書で、事業費の総務部と自主防災会の決算額は予算額を超えている。補正等については役員会で決められているようだが、会計処理規則第 15 条及び第 17 条の規定に基づき予算の流用及び補正の手続きを行い、その過程を書面で残すこと。

(2) 指定管理に関する事項

- コピー代、冷暖房料、部屋代は、2 ヶ月に一度の入金となっているが、会計規則第 20 条では、「金銭を収納したときは、これを直ちに支出に充てることなく 3 日以内に金融機関に預け入れしなければならない。」と規定されているので、規定に則った処理をすること。
- 雇用している職員に対しては、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。
- コミュニティセンターは特定防火対象物となっており、年 2 回以上避難訓練を実施すること。

監査対象団体 郡家校区地域づくり推進協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成26年度及び平成27年度(平成27年7月31日現在)に支出した「郡家校区地域づくり推進協議会」への補助金及び郡家コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成27年8月26日から9月15日
- 4 監査執行日 平成27年9月16日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成26年度	2,605,500 円
	平成27年度	2,590,700 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助する。	
交 付 額	平成26年度	50,000 円
	平成27年度	500,000 円
名 称	丸亀市郡家コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成26年度	6,985,000 円
	平成27年度	7,013,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	
名 称	丸亀市自主防災力強化事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって、小学校区を単位として行う実践的な防災訓練に要する資機材等に係る経費の支援事業等、県が補助対象とする自主防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	平成26年度	500,000 円
	平成27年度	13,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	

※平成26年度は決算額、平成27年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

郡家校区地域住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動の推進
- ③ 保健栄養思想の普及
- ④ 地域環境対策の推進
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- ⑦ 生活改善指導の推進
- ⑧ 自治会、関係機関、団体との連携・運営及び諸事業に対する協力及びこれらの推進
- ⑧ コミュニティセンターの管理運営に関する業務
- ⑨ その他本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市郡家町 814 番地 1 丸亀市郡家コミュニティセンター内

(4) 会員

郡家校区内の住民及び団体

(5) 会議

総会、役員会、代議員会、部会及び特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 4 名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名、部会長各 7 名、副部会長各 1 名、部会書記各 1 名

7 監査方法

地区コミュニティ『郡家校区地域づくり推進協議会』への平成 26 年度及び平成 27 年度(平成 27 年 7 月 31 日現在)補助金及び郡家コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- 予算流用はあるがその手続きがなされていないとの事だったが、会計処理規則第 14 条の規定に基づき予算の流用の手続きを行い、その過程を書面で残すこと。

(2) 指定管理委託料に関する事項

- 施設関係業務委託契約書で、紛失等したものがあつた。紛失等したものは、新たな契約書を作成し、保存書類についての保管管理の基準を定めること。
- 雇用通知書は契約更新毎に通知することとなっているので、雇用内容を確認し通知すること。また、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。
- コミュニティセンターは特定防火対象物となっており、年 2 回以上避難訓練を実施すること。